

林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
農 林 水 産 大 臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、林業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

林業分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

我が国の森林の約 4 割を占める人工林の多くが資源として利用可能な段階を迎え、国民からの国産材原木等の安定供給に対する期待が高まっており、「森林・林業基本計画」（令和 3 年 6 月 15 日閣議決定）において、木材供給量を増加させていくこととしている。また、「花粉症対策の全体像」（令和 5 年 5 月 30 日花粉症に関する関係閣僚会議決定）において、花粉症の発生源対策として、林業の生産性の向上及び労働力の確保が位置付けられている。

このような中、林業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

林業分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、機械化への取組やインターンシップの推進、新規就業者の定着支援に取り組んでいる。

（生産性向上のための取組）

森林経営管理制度を通じた森林の経営管理の集積、施業集約化等を担う森林施業プランナー等の育成、路網と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの導入、新技術を活用した「新しい林業」の実現に向けた「林業イノベーション」等に取り組んでおり、素材生産の生産性は、平成 22 年度：主伐 5.00、間伐 3.45（ m^3 /人日）から令和 2 年度：主伐 6.67、間伐 4.35（ m^3 /人日）に向上するなど、この

10年間で3割の生産性向上の成果を挙げている。

さらに、上記(1)の「森林・林業基本計画」において、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとしており、我が国の令和12年における木材供給量の目標を4,200万 m^3 と設定していることから、当該目標を達成するために引き続き生産性向上に取り組んでいく。

(国内人材確保のための取組)

通年雇用化、月給制導入や社会保険の加入促進等による林業技能者の処遇改善の取組のほか、「緑の雇用」事業等による新規就業者への体系的な研修や林業大学校等で学ぶ青年への給付金による支援、女性の活躍支援や林福連携の推進等により、若者・女性・高齢者等の多様な国内人材の確保にも努めているところであり、新規就業者を毎年約3,000人確保するなどの成果を挙げている。

これらに加えて、令和4年10月には、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)に基づく「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を改正し、複数の作業や作業工程、デジタル技術等を学ぶ研修の実施や、就業ガイダンスの開催等のほか、他産業等との連携による労働力のマッチング、各種施策による賃上げの促進等に取り組むこととしている。

(3) 受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。)

林業においては、木材需要が拡大している中で、適正な伐採と再生林の確保を図る必要があるが、林業従事者数は平成22年の5万1,000人から令和2年の4万4,000人と、この10年間で14%減少しており、令和4年度の林業分野の有効求人倍率は2.35倍となっている。また、山村地域では、全国を超えるペースで人口減少が進むとともに、高齢化率が非常に高くなっており(令和2年全国:28.0%、山村地域:40.6%)、人材の確保が困難になってきている。

一方、上記(2)の令和12年における木材供給量の目標(4,200万 m^3)を令和10年度時点に換算すると4,120万 m^3 であり、これを現在の生産性で実施するとして推計すると、同年度には5万8,000人の就業者が必要となり、2万人程度の人手不足が見込まれる。

このような中、林業の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、林業について基本的な知識・技能を有し、現場の状況に応じて作業手順を自ら考え、育林や素材生産等の作業を行うことができる即戦力の外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

林業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で1,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、林業分野において、令和10年度には2万人程度の人手不足が見込まれる中、森林の経営管理の集積等による生産性向上(これまでの生産性向上のペースを維持したと仮定すると令和10年度には1万5,000人程度)や、林業の担い手対策による追加的な国内人材の確保(令和10年度には4,000人程度)を行ってもなお不足すると見込まれる最大1,000人を1号特定技能外国人の受入れ上

限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

林業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。

(1) 技能水準（試験区分）

「林業技能測定試験」

(2) 日本語能力水準

ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

(1) 農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

(2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

林業（育林、素材生産等）

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、農林水産省が設置する「林業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

イ 特定技能所属機関は、協議会において協議が調った措置を講ずること。

ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

エ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導等に対し、必要な協力を行うこと。

オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会及び農林水産省に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得

る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会を組織し、協議会において、外国人が不足している地域について、外国人の不足の状況及び課題の把握並びに対応方策の検討、外国人の適正な受入に資する取組等の協議を行う。

協議会の構成員は、協議の結果に基づき、外国人の適正な受入に資する取組や関係する制度関係省庁等に対する働きかけを行う。

さらに、林業の次世代を担う人材の確保・育成、スマート林業の推進等による生産性の向上等の施策を通じて、林業を就業者にとってやりがいのある魅力的な産業とし、山村地域の維持・発展を図る。